

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成27年 3月30日)

開催日及び場所		平成27年3月17日(火) 関東森林管理局 2階小会議室			
委員		紺 正行(委員長・弁護士) 川野 由夫(税理士)			
審議対象期間		平成26年10月1日～12月31日			
審議対象案件		92件	うち、1者応札案件 28件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		7件 (抽出率 7.6%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 10.7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0.0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件	うち 1者応札 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
	随意契約	0件			
	業務	一般競争	2件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	該当なし	
			その他の指名競争	該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	該当なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
	その他の随意契約		該当なし		
	物品・役務等	一般競争	3件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)	該当なし		
随意契約(その他)		0件			
(特記事項)					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等		
	<p>1 1者応札の原因について</p> <p>(1) 抽出案件の林道工事B001について、1者応札となったのは発注時期が影響しているのではないか。</p> <p>(2) 抽出案件の治山工事に係るコンサルタント業務C001について、1者応札となったのは調査設計の内容が影響しているのか。</p>		<p>1 1者応札の原因について</p> <p>(1) 当該林道工事は、夏に大雨の影響で林道への土砂流出や路面の荒廃が発生した箇所を復旧する工事であり、発注が秋口となった。</p> <p>(2) 当該調査設計業務は、大面積崩壊地の中の一部が地すべり性の崩壊地であるという特殊な箇所を対象としており、調査設計の内容としては、通常の測量、設計の他に、地すべり箇所の調査や解析を行うものである。地すべり箇所の調査や解析を専門的に行っている業者は少なく、今回の入札では結果として1者となってしまったと考える。</p>		

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>2 抽出案件の林道工事に係るコンサルタント業務D002において、なぜ総合評価落札方式を採用したのか。</p> <p>3 抽出案件の役務契約(造林請負事業の条件調査)J001について、2回目の入札で1者が辞退しているが、どのように考えるか。</p> <p>4 今回の抽出案件にも、総合評価落札方式の案件で、一番安い価格で入札した者以外の者が、技術評価点で逆転し落札したケースがあり、本来的な意味で技術が低かったわけではなく、技術提案書の添付書類の添付漏れという初歩的なミスにより、技術評価点が低くなるケースがあった。 このようなミスを防ぐための注意喚起が必要であると考える。</p>	<p>2 技術的に工夫や提案の余地がある場合は、総合評価を採用している。当該調査設計業務は、林道を新しく作設する設計であり、調査設計の内容に、林道の線形の設定や構造物の設計などが含まれているため、総合評価落札方式を採用した。</p> <p>3 当該役務契約の調査内容は、調査員が調査対象地まで出向いて調査をしなければならない内容のため、人件費や通勤経費等にどれ位のコストがかかるのか、入札額に影響していると考え。 当該抽出案件の入札においては、2者が参加したものの、1者は1回目の入札結果から判断して辞退したものと推察する。</p> <p>4 注意喚起には引き続き取り組んで参りたい。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	